

横浜市緑スポーツセンター 公募に係る質問事項と回答

No.	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
1	公募要項	P6	(4)コ 管理口座	管理口座について、 「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がありますが、 弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計の透明性確保の観点から、原則として施設ごとに1口座を設けるものとします。 ただし、やむを得ない事情により施設ごとに1口座とすることが困難な場合には、各施設ごとの収支管理を厳格に行うことを条件に例外的に認めることがあります。 その際は、事前に区と協議してください。
2	公募要項	P18	(4)応募手続きについて	「次の応募書類をAから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本7部を提出してください。」とありますが、次ページ「ツ 提案書」の欄には、「写しについては綴って提出してください。」とあります。 副本は写しのことでよいでしょうか。またファイルに綴ってよいでしょうか。ただし、副本のうち1部はインデックスなし・A4片面印刷と記載があるのでそのとおりとします。	ご指摘の内容について確認、整理した結果、次のとおり提出方法を変更させていただきますので、ご了承ください。 ・応募書類一式(ア〜ツ)については、 正本1部:クリップ留めとしてください。 副本7部:応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じて提出してください。 各書類には、ページ数およびインデックスを付してください。 また、CD-R に保存し、PDF データでも提出してください。
3	業務の基準	P9	第21 (9)スポーツ教室の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	スポーツ教室等に含まれ指定管理事業として扱います。
4	業務の基準	P19	第33 (3)備品台帳	指定管理者制度における実務手引き、P29「(2) 消耗品の管理」に、「取得価格(消費税込・付随費用を含む。)」が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。 備品・消耗品の取得価格の基準があればお示しください。	備品・消耗品の取得価格の基準は、特段の定めはありません。
5	応募関係書類	P11		応募書類一式の「様式9-19提案書・収支計画書」の11ページに「※様式20～24についてはエクセルデータを使用してください。」とありますが、様式20-21のみが収支計算書のエクセルデータです。 様式22「辞退届」、様式23「現地見学会・応募説明会」、様式24「質問書」は提出不要でよろしいでしょうか。	ご指摘の内容について次のとおり確認いたしました。 様式20～24のうち、様式20及び様式21は収支計算書として応募時にご提出いただくものですが、様式22(辞退届)、様式23(現地見学会・応募説明会)、様式24(質問書※受付終了)につきましては、いずれも該当する場合にのみ使用いただく様式となっております。そのため、該当がない場合には提出は不要です。